

環境委員会 陳情審査資料

陳情第30号 中原区上小田中の騒音問題の改善を求める陳情

資料1 案内図

資料2 用途地域図

資料3 騒音について

資料4 事業所騒音の概要と対応

参考資料1 騒音の規制基準、大きさの目安

参考資料2 騒音測定場所

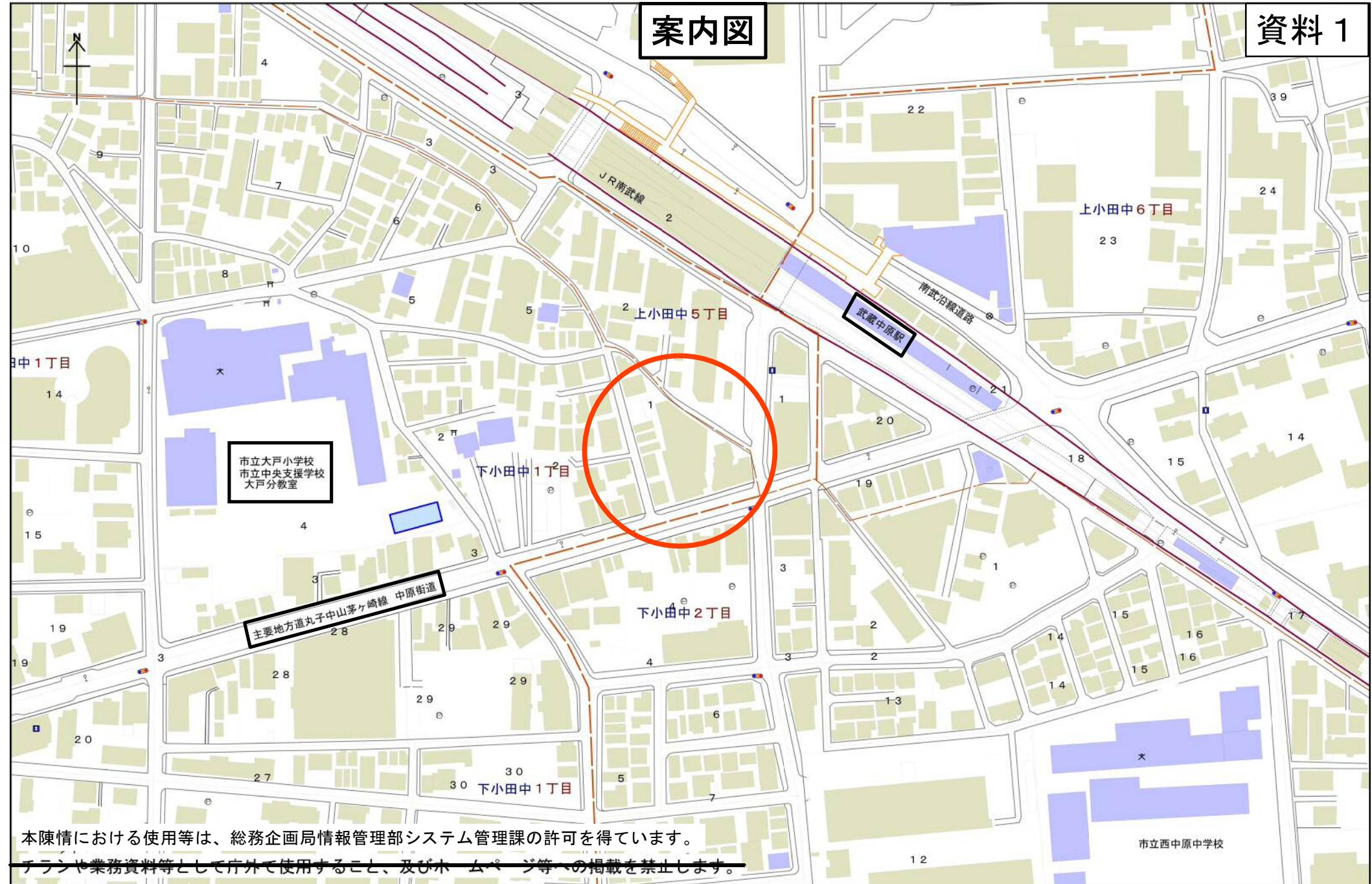
参考資料3 令和元年10月の騒音測定結果

令和2年2月6日

環境局

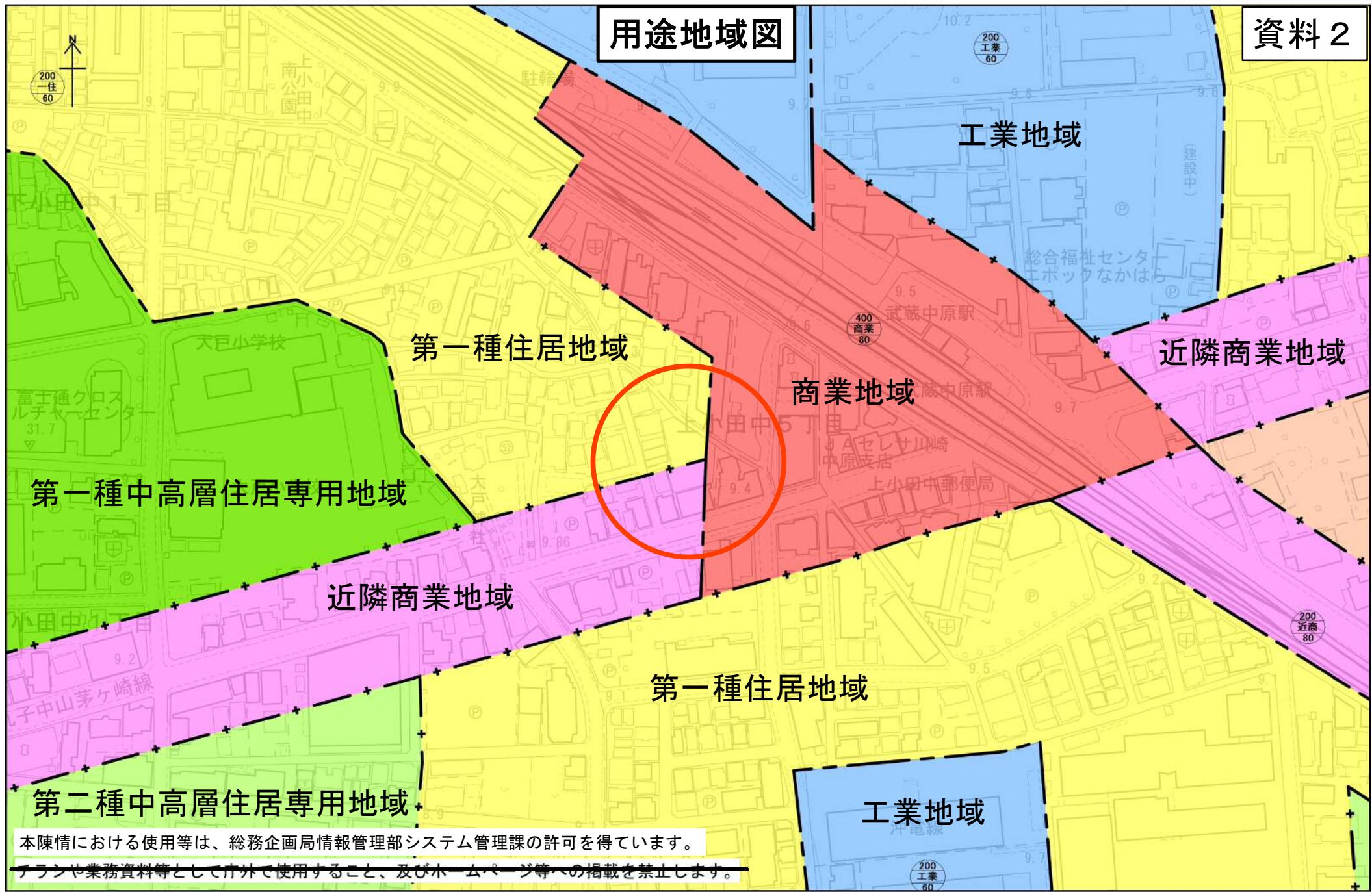
案内図

資料 1



用途地域図

資料 2



騒音について

1 騒音とは

騒音とは「好ましくない音」とされる音の総称で、同じ音でも、人によっては騒音として感じないこともあります。発生している音を騒音として捉えるかはほとんど主観に任されている。

振動・悪臭と並んで、いわゆる感覚公害に属している。

2 騒音規制

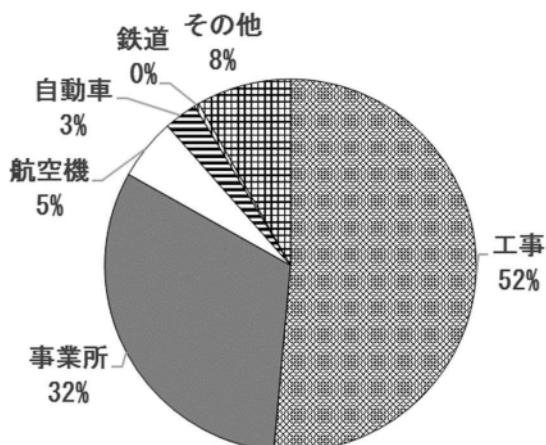
騒音規制法及び川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「条例」という。）により、工場及び事業場（以下「事業所」という。）から発生する騒音について規制している。

騒音規制法：事業所において著しい騒音を発生する施設を「特定施設」として事前の届出を必要とし、特定施設を設置している事業所（特定工場等）において発生する騒音の規制基準を許容限度として定めている。

条例：すべての事業所を規制対象としている。

3 本市の主な取組内容

- ① 騒音規制法に基づく届出及び条例に基づく許認可業務並びに当該業務に関する規制、監視、指導を実施
- ② 交通騒音の実態把握
- ③ 事業所・工事等から発生する騒音に関する苦情対応
(必要に応じて現地調査、騒音測定を実施)

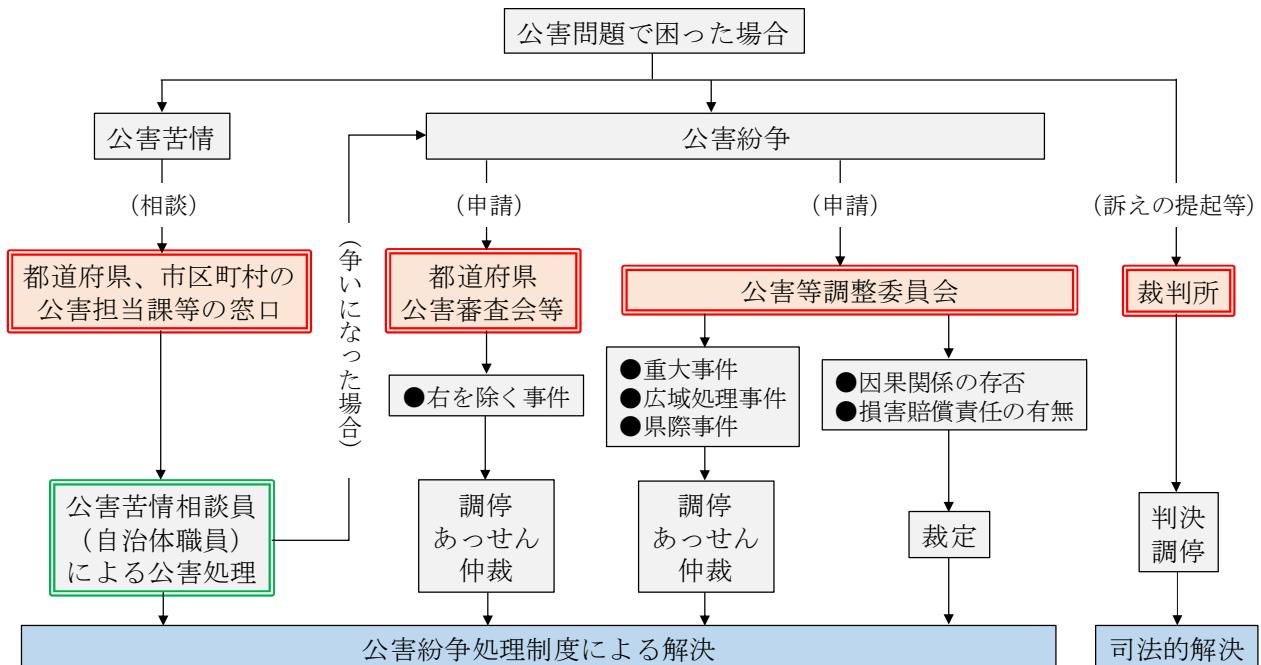


2018年度 騒音に関する苦情対応の内訳（全248件）

4 騒音問題の解決への流れ

(1) 各機関での解決

騒音問題を解決する機関は、自治体、都道府県公害審査会等（公害等調整委員会）、裁判所がある。

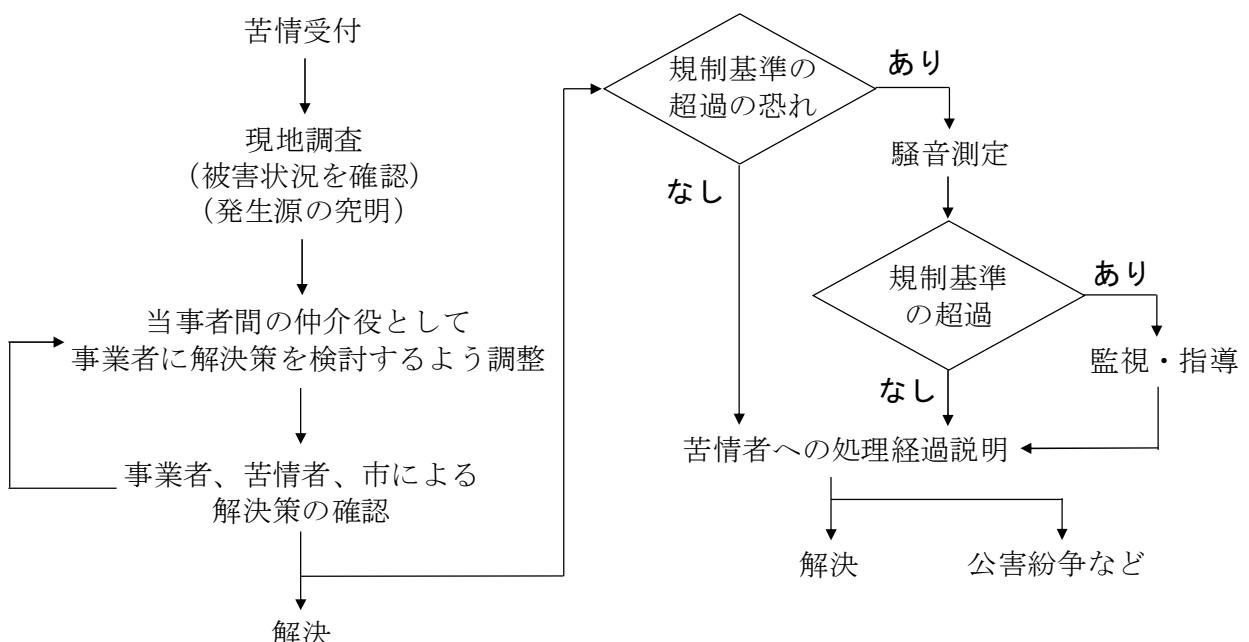


出典：総務省公害等調整委員会ホームページ

(URL <https://www.soumu.go.jp/kouchoi/index.html>)

(2) 本市における公害処理

騒音苦情は、騒音で利害の対立する当事者間において発生する問題であり、当事者からの要望に応じて、市は当事者間の仲介役として調整に努め、問題の解決を図っている。



事業所騒音の概要と対応

資料 4

1 事業所への苦情状況

平成 24 年以降、自動車整備工場の屋上作業場で使用するエアーガン、ハンマーによる叩き、グラインダーによる削りなどの作業音について主に苦情が寄せられている。

2 市の対応の主な経過

騒音苦情は、騒音で利害の対立する当事者間において発生する問題であり、当事者からの要望に応じて、市は当事者間の仲介役として調整に努め、解決に向けて対応している。

これまでの対応経過は以下のとおりである。

平成 24 年 8 月	屋上作業場での作業音、塗装ブースの送風機の音などに対する苦情受付 現地調査及び助言を実施（以後、調査、助言、測定を適宜実施）
平成 25 年 8 月	屋上作業場での作業音が確認できたため、屋上作業場で大きな音の出る作業を行う際は、シャッターを下ろして行うようにと助言
平成 25 年 9 月	屋上作業場での塗装ブースの送風機の音が確認できたため、18 時以降に塗装ブースを稼働させないことを確認
平成 25 年 12 月	市の騒音などについての対応に不満があるとして、市民オンブズマンへ申立
平成 26 年 6 月	市民オンブズマンは、市は法令の枠組みの範囲内でできる限りの対応をしており、また、事業所からの作業音は、周辺の生活環境を損なっているとはいえないと判断
平成 27 年 4 月	18 時以降に屋上作業場で大きな音の出る作業を行っていたことが確認できたため、18 時以降、屋上作業場での大きな音の出る作業を控えるようにと助言
平成 29 年 7 月	1 階作業場の裏口扉の開閉音等に対する苦情受付 開閉音等を抑える対応を確認
平成 30 年 10 月	陳情者の要望により、陳情者の庭で 2 日間、17 時以降に 4 時間弱の測定
平成 30 年 12 月	事業所敷地境界で、午前中に 1 時間の測定
令和元年 7 月	陳情者の要望により、屋上作業場で、各作業音の大きさを測定（参考値）
令和元年 10 月	事業所敷地境界で、1 週間連続の測定

なお、過去 2 年間、陳情者からの騒音苦情に対しては、次のとおり対応している。

	陳情者対応			事業者対応		現地調査
	メール受信	メール回答	電話	訪問	電話	
平成 30 年度	118 件	25 件	15 回 (少なくとも 14 時間以上)	5 回	11 回	12 回
平成 31 年度 (1/30 時点)	201 件	38 件	23 回 (少なくとも 17 時間以上)	9 回	21 回	12 回

3 事業者が実施・検討した対策

- ① 屋上作業場での作業音（数秒～数分、変動音）
 - ・18時以前
→大きな音の出る作業をする際はシャッターを閉める（平成25年8月以降）
 - ・18時以降
→大きな音の出る作業は控える（平成27年4月以降）
- ② 屋上作業場での塗装ブースの送風機の音（数十分～数時間、一定音）
→18時以降、塗装ブースの送風機を稼働停止（平成25年9月）
- ③ 1階作業場の裏口扉の開閉音等（数秒、変動音）
→ドアクローザーの調整等（平成30年1月）

4 事業者の防音対策に関する見解

事業者は以前にも、上記の対策の他に、1階作業場に防音シャッターを設置し、常時閉める対策を実施している。屋上作業場のシャッターは、車の出し入れ等により、常時シャッターを閉めておくことは難しいが、大きな音の出る作業をする際は、適宜、シャッターを閉めることで騒音対策をしたいとのことである。一方で、苦情は本件の陳情者からのみであるため、作業場所の変更や屋上作業場への防音壁の設置などの追加対策は難しいとのことである。

5 最近の市の対応

陳情者は屋上作業場における作業の騒音を訴え、改善を求めている。

これまで市は事業者へ陳情者の訴えを伝えるなどしながら、改善に向けた対応を継続してきたが、事業所からの作業音に改善が見られないとして、陳情者は市に一層の対応を強く求めている。

市が事業者に対して強制力をもって改善対策を実施するよう指導するためには、法令では、事業所において発生する騒音が、規制基準に適合しないことにより事業所周辺の生活環境が損なわれていると認められることとされている。

しかしながら、過去の測定や現地調査においては、規制基準に不適合であることは確認できず、作業音の発生頻度が少なく、また、本件の陳情者以外から苦情が寄せられていないことなどから、事業所周辺の生活環境が損なわれているとは認められなかった。なお、平成30年には、周辺住民に騒音に関するヒアリングを実施し、当該事業所からの作業音等を指摘する住民はいないことを確認している。

市は陳情者に対して、事業者に強制力をもって指導できる要件を満たしていないと説明してきたが、事業所からの作業音は法令違反で、市がこれを改善させるべきだとして納得を得られず、苦情対応に進展がみられないまま長期化している状況にある。

そこで、事業所の規制基準の適合状況を確認するため、法令により、規制基準が適用される事業所敷地境界等において、令和元年10月、1週間の騒音測定を実施した。

6 騒音測定について

(1) これまで実施した騒音測定について

平成30年以降に実施した主な騒音測定の結果を下表に示す。

	測定日	測定概要	測定結果
①	平成30年 10月11日 10月12日	陳情者の要望により、陳情者宅の庭 (事業所敷地境界外側)で、17時以降に 4時間弱、騒音の状況を確認	暗騒音と同等で、規制基準に不適合で あるとは認められなかった
②	平成30年 12月28日	事業所地上敷地境界で午前中に1時間 測定し、規制基準の適合状況を確認	規制基準に適合していた
③	令和元年 7月9日	陳情者の要望により、屋上作業場で 各作業音の大きさ(瞬間値)を参考値 として確認	屋上シャッターを閉めることにより、 音が小さくなることを確認
④	令和元年 10月4日～ 10月11日	事業所地上敷地境界、屋上作業場北側 (事業所敷地境界内側)で、1週間連続 測定し、規制基準の適合状況を確認	規制基準に適合していた

なお、④は、事業所騒音が不規則に発生する作業音で、時間・曜日変動を含めて把握する必要があることを考慮し、測定期間を1週間としている。

(2) 暗騒音について

暗騒音とは、「ある特定の騒音に着目したとき、それ以外のすべての騒音」であり、本件では、事業所から発生する音以外の周囲の音と言い換えることができる。事業所から発生する音について、測定によりデータを取得した際は、暗騒音との比較などを行い、正しく評価する必要がある。

陳情者は、暗騒音は単独でいつでも測定できると主張し、自分の希望した別日に暗騒音を測定して、事業所から発生する音との比較に採用するよう要望している。

事業所から発生する音が、エアコンの室外機のような一定音であり、終日、音が発生している場合は、例外として、別日に測定した暗騒音を利用することがある。

しかしながら、本件のように、事業所から発生する音が断続的であり、事業所から発生する音を測定する時に、同時に暗騒音を取得できる場合は、その時の暗騒音を採用するのが妥当であるとされている。

なお、当該事業所の周辺は、18時以降、中原街道を通る大型車やバイク、電車、航空機などの騒音が大きく、暗騒音が規制基準を超えていたりする状態である。

(3) 騒音測定の評価方法の根拠と対応について

騒音測定の評価において、市は環境省発行の報告書の内容を根拠としている。このことを陳情者へ説明したところ、令和元年6月、陳情者から報告書の内容を提示することを求められたため、陳情者への提示の可否について、環境省に問い合わせを行った。

環境省の担当者からは、陳情者に報告書の複写物等を提供することは適當ではなく、報告書の内容を確認したいのであれば、国会図書館を案内するようにとの説明を受けた。

しかしながら、本件について、環境省の担当者が陳情者より直接問い合わせを受けた際、報告書の複写物を提供することは禁止してはいないと回答したため、市と環境省の主張に違いが生じ、陳情者が不満を持ったものである。

なお、報告書については、環境省に再度確認し、担当者了解の上、令和元年11月、市から陳情者に複写物を送付している。

7 今後の対応

令和元年10月の測定結果では、事業所からの作業音等は、規制基準に適合しており、作業音の発生頻度が少なく、また、陳情者以外から苦情が寄せられていないことなどから、総合的に判断すると、周辺の生活環境が損なわれているとはいえない状況である。

これまで市は事業者へ陳情者の訴えを伝えるなどしながら、改善に向けた対応を継続してきた。陳情者は、市が事業者に対して、騒音の改善をしっかりと指導してほしいと主張しているが、市は事業所からの作業音等が規制基準に適合していることを確認しており、法令違反が認められない状況において、事業者に改善対策の実施を求めるることは難しく、市では陳情者の要望に応えることは困難な状況となっている。

事業所からの作業音等について、都道府県公害審査会などの紛争処理機関を利用することにより解決を目指す方法があるため、今後、陳情者には、神奈川県公害審査会の利用について説明していく。

騒音の規制基準、大きさの目安

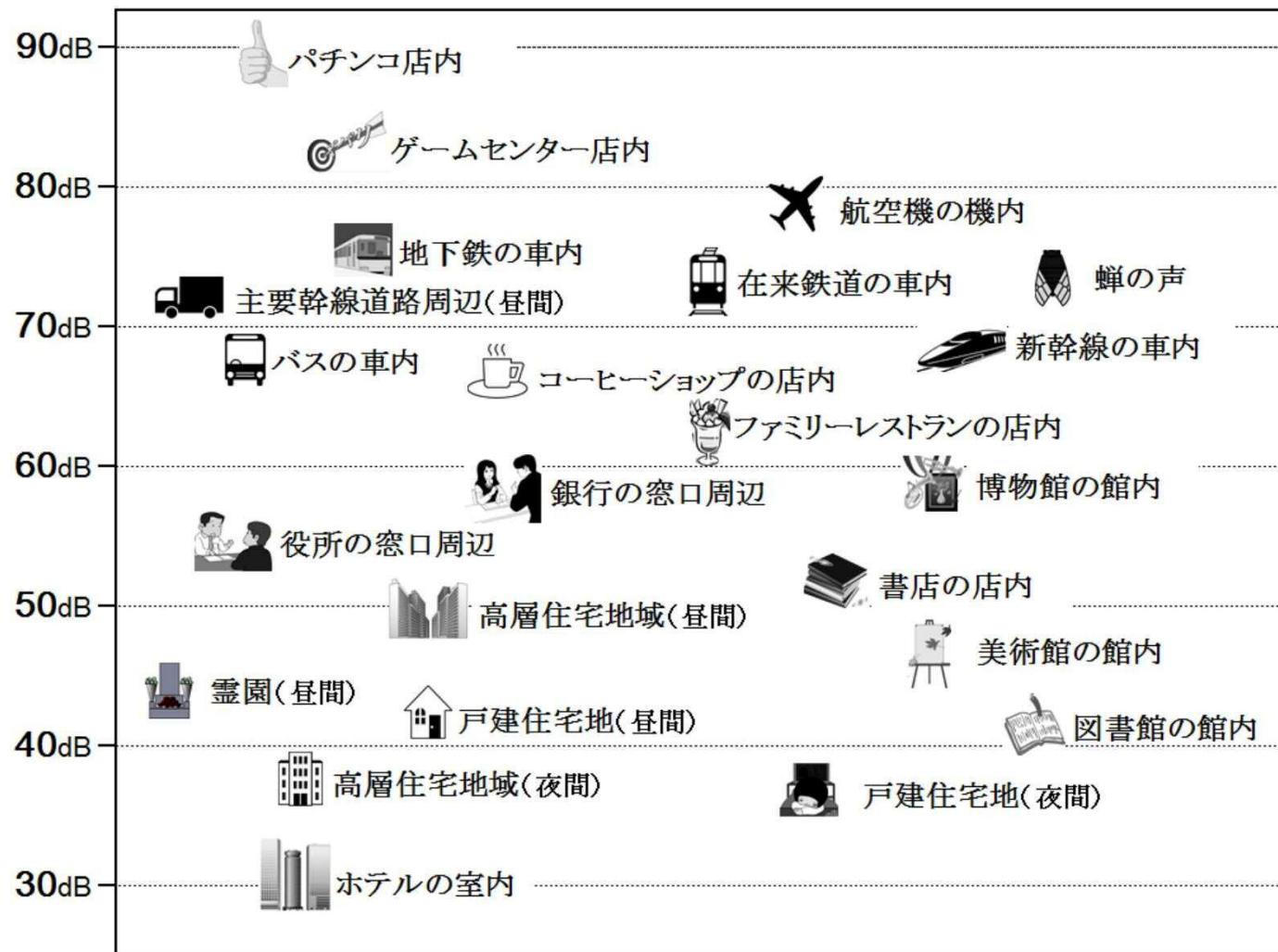
参考資料 1

1 騒音の規制基準

騒音規制法、川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

用途 地域 時 間	騒音の規制基準 (単位:デシベル)		
	午前8時から午後6時まで	午前6時から午前8時まで 及び 午後6時から午後11時まで	午後11時から午前6時まで
第一種低層住居専用地域	50	45	40
第二種低層住居専用地域			
第一種中高層住居専用地域			
第二種中高層住居専用地域			
第一種住居地域	55	50	45
第二種住居地域			
準住居地域			
近隣商業地域 商業地域 準工業地域	65	60	50
工業地域	70	65	55
工業専用地域	75	75	65
その他の地域	55	50	45
備 考	<p>●騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。</p> <p>1 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合はその指示値</p> <p>2 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均</p> <p>3 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値</p> <p>4 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の90パーセントレンジの上端の数値</p>		

2 騒音の大きさの目安



出典：全国環境研協議会 騒音調査小委員会「騒音の目安（都心・近郊用）」

騒音測定場所

事業所騒音が規制基準を超過する恐れがある場合は、騒音測定を実施する。法令により、規制基準が適用される場所は事業所敷地境界となる。

なお、騒音は発生源から距離が離れるごとに、距離減衰により音が小さくなる性質がある。

1 測定地点 A

事業所敷地境界上で、規制基準の適合状況を確認できる。

2 測定地点 B

- ・事業所騒音が規制基準を超えない場合

事業所敷地境界でも当然、規制基準を超えておらず、規制基準に適合しているといえる。

- ・事業所騒音が規制基準を超える場合

基本的に事業所敷地境界での規制基準の適合状況は判断できない。

ただし、距離減衰等により、事業所敷地境界では明らかに規制基準を超えていないと判断できる場合は、規制基準に適合しているといえる。

3 測定地点 C

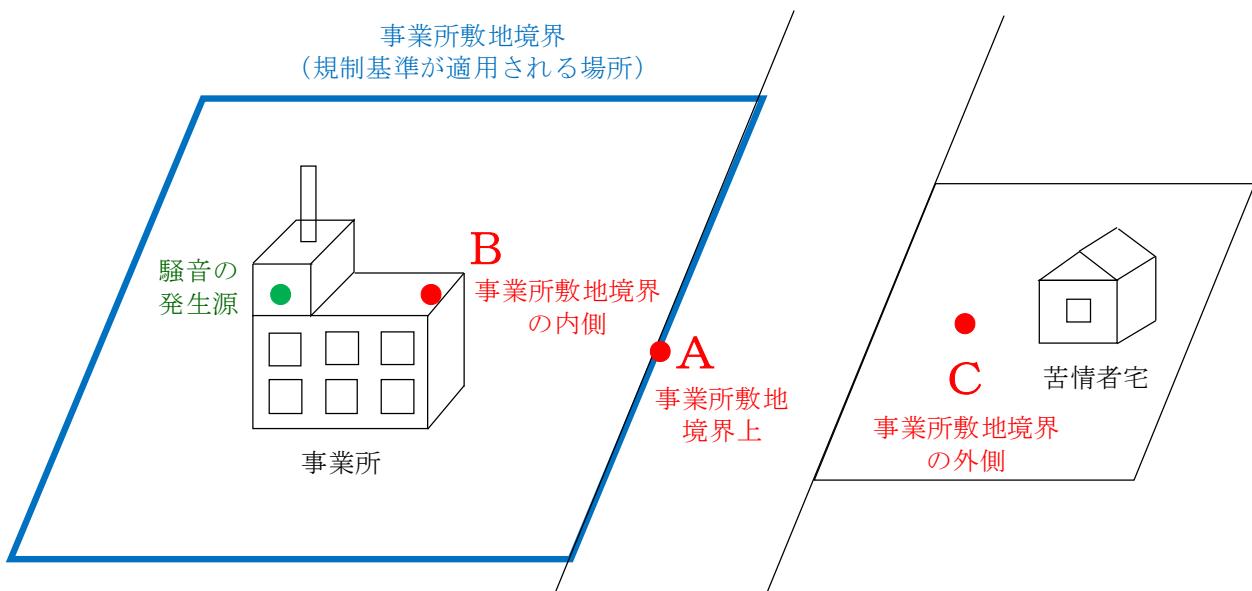
苦情者の敷地内であるため、苦情者から測定の要望があった場合、比較的容易に苦情者宅側での騒音の状況を確認することができる。

- ・事業所騒音が規制基準を超えない場合

基本的に事業所敷地境界での規制基準の適合状況は判断できない。

- ・事業所騒音が規制基準を超える場合

事業所敷地境界でも当然、規制基準を超えており、規制基準に適合していないといえる。



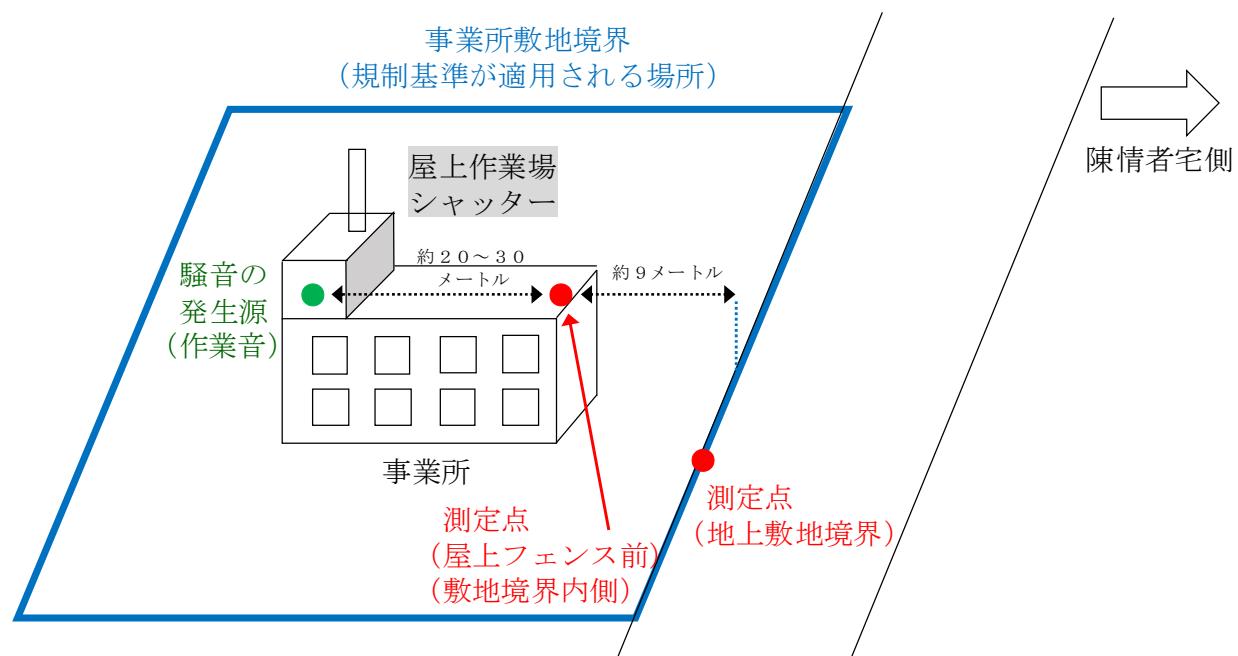
令和元年 10月の騒音測定結果

1 測定日時

令和元年 10月 4日（金）15時～10月 11日（金）9時
(地上敷地境界は 10月 9日（水）13時まで)

2 測定場所

事業所敷地境界等



3 測定機器

騒音計・・・NL-42 リオン(株)製

4 測定方法

JIS Z 8731に準拠

5 測定者

川崎市環境局環境対策部大気環境課

6 規制基準

(第一種住居地域、敷地境界で適用)

午前8時から午後6時まで	55 dB
午前6時から午前8時まで及び午後6時から午後11時まで	50 dB
午後11時から午前6時まで	45 dB

7 測定結果

事業所騒音は規制基準に適合していた

事業所地上敷地境界

騒音レベル L_{A05} (単位: デシベル)	規制 基準	$L_{A05}^{※1}$ (測定値)	L_{A05} (暗騒音)	規制基準 適合 ^{※2}	作業の 有無 ^{※3}
10月4日 (金)	15~16時	55	53	62	○ 有
	16~17時		54	59	○ 有
	17~18時		53	—	○ 有
	18~19時	50	49	53	○ 有
	19~20時		—	53	○ 無
	20~21時		—	53	○ 無
10月5日 (土)	8~9時	55	—	54	○ 無
	9~10時		53	—	○ 有
	10~11時		55	—	○ 有
	11~12時		54	—	○ 有
	12~13時		54	—	○ 有
	13~14時		52	—	○ 有
	14~15時	50	54	—	○ 有
	15~16時		53	—	○ 有
	16~17時		53	—	○ 有
	17~18時		54	—	○ 有
	18~19時	50	—	58	○ 無
	19~20時		—	54	○ 無
	20~21時		—	53	○ 無
10月6日 (日)	8~9時	55	—	53	○ 無
	9~10時		—	53	○ 無
	10~11時		—	55	○ 無
	11~12時		—	55	○ 無
	12~13時		—	52	○ 無
	13~14時		—	54	○ 無
	14~15時		—	53	○ 無
	15~16時		—	55	○ 無
	16~17時		—	55	○ 無
	17~18時		—	57	○ 無
	18~19時	50	—	54	○ 無
	19~20時		—	52	○ 無
	20~21時		—	53	○ 無

騒音レベル L_{A05} (単位: デシベル)	規制 基準	$L_{A05}^{※1}$ (測定値)	L_{A05} (暗騒音)	規制基準 適合 ^{※2}	作業の 有無 ^{※3}
10月7日 (月)	8~9時	55	53	56	○ 有
	9~10時		52	57	○ 有
	10~11時		52	58	○ 有
	11~12時		53	58	○ 有
	12~13時		—	53	○ 無
	13~14時		52	57	○ 有
	14~15時		—	53	○ 無
	15~16時		53	61	○ 有
	16~17時		53	59	○ 有
	17~18時		55	—	○ 有
	18~19時	50	48	53	○ 有
	19~20時		49	54	○ 有
	20~21時		—	53	○ 無
10月8日 (火)	8~9時	55	53	56	○ 有
	9~10時		52	56	○ 有
	10~11時		55	—	○ 有
	11~12時		51	56	○ 有
	12~13時		—	54	○ 無
	13~14時		54	—	○ 有
	14~15時		52	56	○ 有
	15~16時		52	61	○ 有
	16~17時		53	—	○ 有
	17~18時		52	56	○ 有
	18~19時	50	48	53	○ 有
	19~20時		48	56	○ 有
	20~21時		48	54	○ 有
10月9日 (水)	8~9時	55	55	—	○ 有
	9~10時		53	57	○ 有
	10~11時		53	57	○ 有
	11~12時		51	57	○ 有
	12~13時		53	—	○ 有

※1 暗騒音（事業所騒音に着目したとき、それ以外のすべての騒音）を分離しなくても、事業所騒音の発生頻度や大きさから、

規制基準以下になるのが明確な場合は、暗騒音を含めて L_{A05} を算出

※2 ○：規制基準に適合

※3 有：作業あり、無：作業なし（作業音聞こえず）

屋上フェンス前（事業所敷地境界内側）

騒音レベル L_{A05} (単位: デシベル)	規制 基準	$L_{A05}^{※1}$ (測定値)	L_{A05} (暗騒音)	規制基準 適合 ^{※2}	作業の 有無 ^{※3}	騒音レベル L_{A05} (単位: デシベル)	規制 基準	$L_{A05}^{※1}$ (測定値)	L_{A05} (暗騒音)	規制基準 適合 ^{※2}	作業の 有無 ^{※3}	
10月4日 (金)	15~16時	55	55	61	○	有	10月8日 (火)	8~9時	53	55	○	有
	16~17時		54	55	○	有		9~10時	53	54	○	有
	17~18時		53	—	○	有		10~11時	55	—	○	有
	18~19時	50	51	52	○(*)	有		11~12時	54	54	○	有
	19~20時		—	52	○	無		12~13時	—	53	○	無
	20~21時		—	53	○	無		13~14時	54	—	○	有
10月5日 (土)	8~9時	55	—	54	○	無		14~15時	55	58	○	有
	9~10時		53	—	○	有		15~16時	55	60	○	有
	10~11時		52	—	○	有		16~17時	55	—	○	有
	11~12時		53	—	○	有		17~18時	54	54	○	有
	12~13時		53	—	○	有		18~19時	51	53	○(*)	有
	13~14時		52	—	○	有		19~20時	50	56	○	有
	14~15時		55	—	○	有		20~21時	50	54	○	有
	15~16時	50	53	—	○	有	10月9日 (水)	8~9時	54	—	○	有
	16~17時		54	—	○	有		9~10時	54	55	○	有
	17~18時		54	—	○	有		10~11時	53	55	○	有
	18~19時		—	52	○	無		11~12時	53	54	○	有
	19~20時		—	53	○	無		12~13時	52	—	○	有
	20~21時		—	52	○	無		13~14時	53	56	○	有
10月6日 (日)	8~9時	55	—	53	○	無		14~15時	53	—	○	有
	9~10時		—	53	○	無		15~16時	52	—	○	有
	10~11時		—	56	○	無		16~17時	54	57	○	有
	11~12時		—	53	○	無		17~18時	54	56	○	有
	12~13時		—	52	○	無		18~19時	50	54	○	有
	13~14時		—	53	○	無		19~20時	50	53	○	有
	14~15時		—	53	○	無		20~21時	50	53	○	有
	15~16時	50	—	52	○	無	10月10日 (木)	8~9時	54	—	○	有
	16~17時		—	54	○	無		9~10時	55	55	○	有
	17~18時		—	55	○	無		10~11時	54	56	○	有
	18~19時		—	53	○	無		11~12時	53	—	○	有
	19~20時		—	52	○	無		12~13時	—	52	○	無
	20~21時		—	52	○	無		13~14時	54	58	○	有
10月7日 (月)	8~9時	55	53	54	○	有		14~15時	54	56	○	有
	9~10時		53	58	○	有		15~16時	54	—	○	有
	10~11時		54	57	○	有		16~17時	54	—	○	有
	11~12時		53	58	○	有		17~18時	54	—	○	有
	12~13時		—	53	○	無		18~19時	50	53	○	有
	13~14時		53	54	○	有		19~20時	50	55	○	有
	14~15時		—	52	○	無		20~21時	-	53	○	無
	15~16時	50	54	56	○	有	10月11日 (金)	8~9時	55	54	○	有
	16~17時		55	56	○	有		9~10時	54	56	○	有
	17~18時		55	—	○	有		10~11時	—	52	○	無
	18~19時		50	53	○	有		11~12時	53	—	○	有
	19~20時		50	54	○	有		12~13時	—	52	○	無
	20~21時		—	53	○	無		13~14時	54	58	○	有

※1 暗騒音（事業所騒音に着目したとき、それ以外のすべての騒音）を分離しなくても、事業所騒音の発生頻度や大きさから、

規制基準以下になるのが明確な場合は、暗騒音を含めて L_{A05} を算出

※2 ○: 規制基準に適合

(*)付き: 屋上フェンス前から事業所屋上敷地境界までは約9メートル離れているため、距離減衰により、

事業所屋上敷地境界では理論的に、 L_{A05} (測定値) からさらに2~3デシベル程度小さくなり、

規制基準以下であるといえる

※3 有: 作業あり、無: 作業なし（作業音聞こえず）